

社会福祉法人 紫水会

定 款

平成 30 年 5 月 21 日変更

第一章 総 則

(目的)

第一条

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、児童にあっては心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の社会福祉事業をおこなう。

（1）第一種社会福祉事業

- （イ）特別養護老人ホームの経営
- （ロ）軽費老人ホームの経営
- （ハ）障害者支援施設の経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ）老人デイサービスセンター事業の経営
- （ロ）老人短期入所事業の経営
- （ハ）老人居宅介護等事業の経営
- （ニ）障害福祉サービス事業の経営
- （ホ）認知症対応型老人共同生活介護事業の経営
- （ヘ）保育所の経営
- （ト）一般相談支援事業の経営
- （チ）特定相談支援事業の経営
- （リ）障害児相談支援事業の経営
- （ヌ）一時預かり事業の経営
- （ル）幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人紫水会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
二 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を愛知県名古屋市に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員は、七名以上一三名以内

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 二 評議員選任・解任委員会は、監事一名、法人の職員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 三 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 四 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 五 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名が出席し、かつ、外部委員の一名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

第三章 評議員会

(評議員会の権限)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (一) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (二) 理事及び監事の報酬等の額
- (三) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (四) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (五) 定款の変更

- (六) 残余財産の処分
- (七) 基本財産の処分
- (八) 社会福祉充実計画の承認
- (九) その他評議員会で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヶ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

二 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (一) 監事の解任
- (二) 定款の変更
- (三) その他法令で定められた事項

三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

四 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

二 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(一) 理事 六名以上一二名以内

(二) 監事 三名以内

二 理事のうち一名を理事長とする。

三 理事長以外の理事のうち、二名を副理事長、一名を専務理事、一名を常務理事とすることができる。

四 前項の副理事長、専務理事をもって社会福祉法第四十五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

五 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

二 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

二 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

三 理事長、副理事長及び専務理事は、毎会計年度に四ヶ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

二 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの付属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

二 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(一) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(二) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (一) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (二) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 二 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (一) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (二) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (三) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 役員の報酬については、無報酬とする。

- 二 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において決める。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 二 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 三 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについて

は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (一) この法人の業務執行の決定
- (二) 理事の職務の執行の監督
- (三) 理事長及び副理事長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

二 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

二 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

二 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(一) 名古屋市緑区大高町字川原 6 番 4 、名古屋市緑区鳴海町下汐田 7 7 番 3 所在のオーネスト
鳴海 敷地 (1, 818. 23 平方メートル)

(二) 名古屋市緑区大高町字川原 6 番地 4 、名古屋市緑区鳴海町字下汐田 7 7 番地 3 (家屋番号)
6 番 4 に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建

床面積 1 階 842. 00 m²

2 階 750. 61 m²

3 階 703. 43 m²

4 階 703. 43 m²

5 階 550. 98 m² 合計 3, 550. 45 m²

(三) 小牧市大字大山字岩次 208 番地 7 (家屋番号) 208 番 7 に所在する建物

種類 軽費老人ホーム (ケアハウス)

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建

床面積 1階 819.65 m²
2階 715.79 m²
3階 715.79 m²
4階 715.79 m²
5階 715.79 m²
6階 715.79 m²
7階 757.20 m²
8階 25.90 m² 合計 5,181.70 m²

(四) 名古屋市中川区富永四丁目 266 番所在のオーネスト戸田川

敷地 (2,424 平方メートル)

(五) 名古屋市中川区富永四丁目 266 番地 (家屋番号) 266 番に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 6 階建

床面積 1階 1,114.41 m²
2階 1,084.47 m²
3階 1,091.98 m²
4階 800.16 m²
5階 665.87 m²
6階 44.95 m² 合計 4,801.84 m²

(六) 名古屋市熱田区二番一丁目 505 番地、504 番地、521 番地、522 番地、

523 番地 (家屋番号) 505 番に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建

床面積 1階 1,420.70 m²
2階 1,401.23 m²
3階 1,401.23 m²
4階 71.82 m² 合計 4,294.98 m²

(七) ①小牧市大字上末字道場 580 番 1、581 番 2

②小牧市大字上末字東山 3450 番 1023、3450 番 1024 に所在するオーネスト桃花林

①敷地 (8,409.25 平方メートル)

②進入路 (15.47 平方メートル)

(八) 小牧市大字上末字道場 580 番地 1、581 番地 2 (家屋番号) 580 番 1 に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき 5 階建

床面積 1階 1,666.67 m²
2階 1,382.65 m²
3階 1,382.65 m²
4階 813.69 m²

5階 47.74m² 合計 5,293.40m²

(九) 名古屋市中川区水里三丁目48番、49番に所在のすみれこども園
敷地 (1,035平方メートル)

(一〇) 名古屋市中川区水里三丁目47番地、48番地、49番地(家屋番号)47番に所在する建物

種類 保育園舎

構造 鉄骨木造スレート合金メッキ鋼板ぶき2階建

床面積 1階 512.75m²

2階 293.78m² 合計 806.53m²

(一一) 名古屋市中川区富永四丁目270番1、270番2、278番1、278番2、278番3に所在のオーネスト紫の郷
敷地 (2,661.66平方メートル)

(一二) 名古屋市中川区富永四丁目278番地1(家屋番号)278番1に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき3階建

床面積 1階 713.95m²

2階 719.31m²

3階 253.05m² 合計 1,686.31m²

(一三) 名古屋市中川区富田町大字千音寺字土坪3810番1、3811番1、大字千音寺字赤星裏4553番、4553番1、4559番に所在の千音寺すみれ保育園

敷地 (811.45平方メートル)

(一四) 名古屋市中川区富田町大字千音寺字赤星裏4535番地6、4553番地、4559番地(家屋番号)4553番に所在する建物

種類 保育園舎

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 1階 453.01m²

2階 365.31m²

3階 12.60m² 合計 830.92m²

(一五) 名古屋市中川区富田町大字千音寺字下川西833番1、833番2、833番3、あま市七宝町桂三田7番1、8番に所在のオーネスト千の音

敷地 (3,412.87平方メートル)

(一六) 名古屋市中川区富田町大字千音寺字下川西833番地1(家屋番号)833番1に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

床面積 1階 1,419.22m²

2階 1,388.15m²

3階 1,388.15m²

4階 1,388.15m² 合計 5,583.67m²

(一七) 名古屋市緑区大高町字下塩田32番1に所在の土地

敷地 (1, 361平方メートル)

(一八) 名古屋市緑区大高町字下塩田32番地1(家屋番号)32番1に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床面積 1階 286.59m²

2階 638.10m²

3階 638.10m²

4階 593.92m²

5階 334.80m²

合計 2, 491. 51m²

(一九) 名古屋市北区名城三丁目11番4、11番7、11番8、11番9、11番10、

11番11、11番12、11番13に所在の土地

敷地 (2, 838. 72平方メートル)

(二〇) 名古屋市北区名城三丁目11番地4、11番地7、11番地8、11番地9、11番地10、

11番地11、11番地12、11番地13(家屋番号)11番4に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき5階建て

床面積 1階 915. 79m²

2階 1, 258.33m²

3階 1, 258.33m²

4階 1, 258.33m²

5階 1, 020.89m²

合計 5, 711. 67m²

(二一) 名古屋市熱田区大宝一丁目101番1、101番2、101番3、101番4、

101番5、101番6に所在の土地

敷地 (4, 691.20平方メートルのうち441, 927/1, 000, 000)

(二二) 名古屋市熱田区大宝一丁目101番地(家屋番号)101番に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根8階建

床面積 1階 586. 07m²

2階 770. 18m²

3階 720. 91m²

4階 720. 91m²

5階 718. 34m²

6階 761. 62m²

7階 761. 62m²

8階 691. 57m²

合計 5, 731. 22m²

(二三) 名古屋市西区名西二丁目3301番22に所在の土地

敷地 (3, 300. 01平方メートル)

(二四) 東京都板橋区成増四丁目836番地、844番地8 建物の名称オーネスト成増

(家屋番号) 836番に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き3階建

床面積 1階 1, 506. 50 m²

2階 1, 473. 50 m²

3階 1, 473. 50 m²

地下1階 508. 02 m² 合計 4, 961. 52 m²

(二五) 名古屋市緑区水広二丁目1008番に所在する土地

敷地 (171. 46 平方メートル)

(二六) 名古屋市緑区水広二丁目1007番に所在する土地

敷地 (351. 29 平方メートル)

(二七) 名古屋市緑区水広二丁目1010番に所在する土地

敷地 (310. 00 平方メートル)

(二八) 名古屋市中川区十一番町四丁目4番に所在する土地

敷地 (571. 90 平方メートル)

(二九) 名古屋市中川区十一番町四丁目5番1に所在する土地

敷地 (489. 47 平方メートル)

(三〇) 名古屋市中川区十一番町四丁目5番2に所在する土地

敷地 (1087. 37 平方メートル)

(三一) 名古屋市西区名西二丁目3301番地22 建物名称オーネスト名西

(家屋番号) 3301番22に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床面積 1階 667. 56 m²

2階 1, 229. 05 m²

3階 1, 229. 05 m²

4階 971. 71 m²

5階 724. 00 m² 合計 4, 821. 37 m²

(三二) 名古屋市天白区植田山二丁目101番地、102番地 建物名称オーネスト希望

(家屋番号) 102番の2に所在する建物

種類 養護所

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 1階 1, 502. 96 m²

2階 1, 374. 71 m²

3階 572. 27 m² 合計 3, 449. 94 m²

(三三) 名古屋市緑区水広二丁目1007番地、1006番地 建物名称緑すみれ保育園

(家屋番号) 1007番に所在する建物

種類 保育園舎

構造 鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき2階建

床面積 1階 294.60m²
2階 317.07m² 合計 611.67m²

(三四) 名古屋市瑞穂区神穂町501番2に所在の土地

敷地 (2, 234.80平方メートル)

(三五) 名古屋市緑区水広二丁目1006番に所在の土地

敷地 (199.92平方メートル)

(三六) 刈谷市港町六丁目23番に所在の土地

敷地 (876平方メートル)

(三七) 刈谷市港町六丁目25番1に所在の土地

敷地 (2, 601平方メートル)

(三八) 刈谷市港町六丁目32番1に所在の土地

敷地 (810平方メートル)

(三九) 刈谷市港町六丁目33番に所在の土地

敷地 (985平方メートル)

(四〇) 刈谷市港町六丁目25番地1、32番地1、33番地 建物名称オーネスト杜若
(家屋番号) 25番1に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床面積 1階 1, 368.62m²
2階 1, 383.82m²
3階 1, 383.82m²
4階 1, 383.82m²
5階 782.37m² 合計 6, 302.45m²

(四一) 名古屋市瑞穂区神穂町501番地2 建物名称オーネスト神穂

(家屋番号) 501番2に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄骨造陸屋根5階建

床面積 1階 846.15m²
2階 907.37m²
3階 907.37m²
4階 907.37m²
5階 907.37m² 合計 4, 475.63m²

(四二) 名古屋市中川区十一番町四丁目5番地2、4番地、5番地1 建物名称オーネスト堀川

(家屋番号) 5番2に所在する建物

種類 老人ホーム

構造 鉄骨造陸屋根5階建

床面積 1階 780.90m²
2階 1, 159.33m²
3階 1, 159.33m²

4階	650.61m ²	
5階	650.61m ²	合計 4,400.78m ²

(四三) 現金 1,000,000円

- 三 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 四 公益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 五 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、愛知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 二 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 二 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第六号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (一) 事業報告
- (二) 事業報告の附属明細書
- (三) 貸借対照表
- (四) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (五) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(六) 財産目録

- 二 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三九に定める要件に該当しない場合には、第一号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 三 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間、また、従たる事務所に三年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (一) 監査報告
 - (二) 会計監査報告
 - (三) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (四) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (五) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (一) 居宅介護支援事業
- (二) 特定施設入所者生活介護事業
- (三) 介護員養成研修事業
- (四) 有料老人ホーム事業
- (五) サービス付き高齢者向け住宅事業
- (六) 企業主導型保育事業の経営
- (七) 奨学金等を貸与する事業
- (八) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第八章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛知県知事の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人紫水会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 三輪 誠
理事 松井 務
〃 三輪 孝

〃 若菜 芳生
〃 近藤 久子
〃 宮川 繁信
監事 田中 正雄
〃 浅田 貞行

平成一〇年一〇月七日制定
平成一二年三月八日変更
平成一三年三月二一日変更
平成一四年八月二日変更
平成一五年二月二五日変更
平成一五年五月二三日変更
平成一六年一一月一九日変更
平成一七年二月二三日変更
平成一七年五月二六日変更
平成一七年九月一六日変更
平成一七年一〇月二八日変更
平成一八年九月 一九日変更
平成一八年一〇月二七日変更
平成一九年二月一日変更
平成一九年六月一九日変更
平成二〇年三月二七日変更
平成二〇年一〇月二八日変更
平成二二年一月二一日変更
平成二四年八月二〇日変更
平成二五年二月六日変更
平成二五年五月三一日変更
平成二五年八月二七日変更
平成二六年一月二四日変更
平成二六年一〇月一日変更
平成二七年二月二五日変更
平成二七年五月二五日変更
平成二八年七月一九日変更
平成二九年三月二四日変更
平成二九年四月一日変更
平成二九年一二月一八日変更
平成三〇年五月二一日変更